

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議・打合せ・協 議	文 書 番 号	177 (情報公開・個人情報保護審査会)
		決 裁 期 日	平成20年 4月28日
名 称	情報公開審査会・個人情報保護審査会		
日 時	平成20年4月18日 午後1時00分 から 午後3時5分		
場 所	役場2階 審議室		
出席者	委 員 林下和義・小門史子・平倉範子・岡本英男・濱本幹郎 事務局 北川雅一・服部久和・宮下正美・上村正人 建設水道課 北向一博		
(内 容)			
人事異動に伴う事務局職員挨拶 前任者 北向一博 後任者 服部久和			
会長挨拶(林下会長)			
林下会長： 情報公開・個人情報保護をめぐる最近の情勢は、複雑多岐にわたる。今後の適正な取扱のため、各委員の真摯なご審議について、よろしく願います。			
協議事項			
1 平成19年度情報2条例に伴う運用実績について(平成20年3月31日まで)			
宮下主査： 資料1により説明(前回審査会報告時と変更なし。)			
林下会長： 質問・意見等ありませんか。			
各委員： 特になし。			
2 個人情報取扱事務の審査案件について			
条例第8条第6号該当(地籍調査結果データの外部提供関係について)			
北向課長： 資料2により説明			
平成13年度(個人情報保護条例施行)以前から、農業振興策の振興を図るため、当該情報について情報提供し情報共有してきた経緯にある。			

林下会長： 質問・意見等ありませんか。
平倉委員： 今まで、問題はなかったのか。
北向課長： 情報提供にあたっては、別途覚書を取り交わし、手続きを定めていた。
林下会長： 町内の地籍調査の状況はどうなっているか。
北向課長： 地籍調査については、既に町内全域完了している。
濱本委員： 今までは覚書を交わして取り扱ってきたが、今後は個人情報保護条例に基づき正式に扱うということか。
北向課長： 本来、平成 13 年の個人情報保護条例施行時に、手続きをとるべき案件であったが、これまで慣例に基づき処理してきた。そのため、正式に審査会の審議をいただき取り扱っていきたい。また、手続きが遅れたことについては、率直にお詫びする。
小門委員： 事業と直接関係の方の個人情報が含まれているため、慎重な取扱いが必要ではないか。提供先となる土地改良区については公共性が高いと思うが、農協の性格からすると他の公共的団体と同列に扱う理由が分かりづらい。農協について公共性が高いとする理由が不足している。
北向課長： 農協については、農業振興施策推進の上で、農業者がすべき事務手続きの代行をしている部分ある。その点を全農業者自らが行うことは難しいと考える。また、地籍情報自体は、一般に閲覧できるものであるが、それを行うとすると、多くの費用と時間をかけなければならない。
小門委員： コスト論では、公共性を説明できないのではないかと。また誰もが閲覧できる情報とはいえ、閲覧することと、その情報自体を提供することは違いではないかと。また、他市町村の状況はどうなっているのか。
北向課長： 実施機関内においては、農業委員会も当該情報（農地マップシステム）を利用している。中富良野町においては、データで提供しており、美瑛町ではデータだけでなく、運用システムをネットワークで共用している。 また、必要のない情報は消す対応も可能であるが、それに伴う時間及び費用が生じる。
濱本委員： 地籍データの提供目的について、公共性は高いと思うが、やはり提供先にこれまで以上の運用の徹底を図る必要があるのではないかと。
林下会長： これまでの意見を集約し、地籍調査結果データの提供については、他市町村で

の状況も考慮したうえで、公共性が高いと判断するとともに、運用にあってはそ
の取扱いの徹底をすることで、了とする意見としてよろしいか。

各委員： 異議なし。

個人情報保護条例の運用に伴う取扱要綱（案）について

宮下主査： 資料3により説明

個人情報の外部提供等について、これまでの取扱いについて整理するため、取
扱要綱（仮称）を整備したい。また、要綱案は、拡大解釈による取扱いも認めず、
必要なものは、常に審査会の意見を聴くこととし、そのための「書面協議」方式
をルール化し簡易な事案については、書面協議で行い、審査処理の効率を図りた
い。また、書面協議の結果については、通常の会議より厳しい要件としたい。

平倉委員： 簡易な事案とそうでない事案を区分するのは難しいのではないか。

宮下主査： 外部提供等を行う事案については、かならず取扱要綱に規定されている必要が
ある取扱とし、既に規定されている目的と同種のものであり、単純に提供先等を
追加するなどの事案については、書面協議として、新たな目的等の場合には、通
常の審査会を開催することを想定している。

林下会長： 拡大解釈を認めない場合は、今後多くの審査会を開催する必要があるが、事案
ごとに各委員が集まり会議を頻繁に開催することも難しいことから、書面協議と
いう手法は、いいのではないか。

小門委員： 審査意見等の成立要件はどうするのか。また長期出張等で不在の場合の扱いに
ついてはどうするのか。

宮下主査： 通常の会議であれば、半数以上の出席及び過半数の賛成により取扱うが、書面
協議については、その場での協議ができないため、一定期間の中で回答された全
員の意見結果をもって意見結果としたい。その結果により各委員の意見が分かれ
た場合には、改めて意見を求める（書面協議又は会議開催）かどうか実施機関と
して判断することとなる。

北川課長： 書面協議意見の不成立要件として「1人以上」とあるが、その基準について各
委員の意見はどうか。

林下会長： 書面協議では会って協議するというものではないため、全員の意見一致が望ま
しので、1人以上でよろしいと思うが各委員の意見は。

各委員： 異議なし。

林下会長： 取扱要綱の内容について、提案のあった内容でよろしいか。
各委員： 異議なし。
3 情報公開と個人情報の取り扱いについて
行政用ホームページにおける議会会議録の公開と個人情報の指摘について
宮下主査： 資料4により説明
本年2月に行政用ホームページにおいて交通事故に係る個人情報が掲載されているという指摘を受け、内容を確認した結果、ホームページ上に掲載している議会会議録に掲載されている交通事故にかかる損害賠償の件であった。
その後、相手方よりホームページの運営担当部署である総務課に文書による回答を求められそれぞれ回答し、また4月上旬に本人と面談し、掲載にいたった経緯について説明してきた。
その判断としては、議会での承認が必要なこと。決められて手続きにより議会会議録に掲載され既に公開されている情報であることから、今回の件については、個人情報保護条例に基づく保護対象の情報であると判断しているが、各委員の意見をいただきたい。
小門委員： 相手本人は、氏名等がホームページに出ていたことが許せないのか。また会議録に載せていることが許せないのか。また、4月に面談しているが相手は説明に納得したのか。
北川課長： (面談時の概要について説明 省略)
林下会長： 今回の判断について、各委員の意見はいかがか。
各委員： 議会手続き上の基づくものであれば、いたしかたない。
濱本委員： ただし、被害者という立場を考えると、ホームページ上において今後、留意する必要があるのではないか。
林下会長： 今回の判断について、概ね良しとすることでいかがか
各委員： 異議なし。
議会運営と個人情報保護について
宮下主査： 資料5により説明
行政用ホームページへの議会会議録の掲載にあたり、今回指摘をされた事を踏まえ、議会運営と個人情報の扱い及びその公開について見直しが必要と考え、更には指摘を受けた交通事故に係る損害賠償の件だけではなく、他の個人情報が

掲載されている議案事項を含めて検討する必要がある。

その中では、議会の傍聴・議会会議録の閲覧ができるとした知る権利の保障と町政情報の公開と個人のプライバシー保護の両立を図らなければならないことから、そのバランスをどこにおくべきか各委員の意見をいただきたい。

北川課長： 個人情報を扱う主な議案としては、損害賠償の決定のほか、財産の取得・処分に関する件、公職者を決定する人事案件がある。そのうち人事案件については、その個人そのものを対象とするため、今回の取扱いからは除外し、損害賠償の決定及び財産の取得・処分に関する件に対応するものとして判断いただきたい。

濱本委員： やはり、被害者という立場を考えると、ホームページ上における掲載については、今後配慮すべきではないか。また知る権利も保障されるべきであるが、知るための手法としては、議会の傍聴・議会会議録の閲覧が認められていることから、ホームページに掲載されていなくてもよいのではないかと。

過日の議会事務局長研修会の質疑の結論では、取扱いのルール化が望ましいとされているため、上富良野町のルールとして、ホームページの掲載にあたっては氏名・住所を削除して公開し、それ以外については従前どおりでいいのではないかと。

林下会長： 今の意見に対し、各委員の意見はいかがか

各委員： 異議なし。(小門委員については、所用により途中退席)

林下会長： 今回の件に関しては、難しい判断であり、全員の意見が一致した意見が必要であると考える。そのため、小門委員の意見についても聴く必要があるため、後日事務局で対応願いたい。その結果をもって今回の意見としたいがよろしいか。

各委員： 異議なし。

林下会長： 以上で今回の協議案件を終了する。その他として何かあるか。

宮下主査： 個人情報保護条例の一部改正(罰則規定の追加)条例の可決後の取組み(職員研修の実施、委託契約の個人情報保護の統一化)について説明

閉会